

《学校体育施設の利用について》

茅野市教育委員会

1 学校開放施設利用の手順

- (1) 茅野市立小・中学校開放施設利用団体登録申請 → 登録証交付 スポーツ健康課
- (2) 公共施設予約システムID取得申請 → ID交付 スポーツ健康課
- (3) 茅野市立小・中学校開放施設利用申込 → 許可証交付 各利用小中学校
- (4) 鍵の借用、施設利用、利用日誌の記入、鍵の返却、予約取消 → 各利用小中学校

2 団体登録について

(1) 登録の条件

次の条件を満たすものは、開放施設利用団体として教育委員会に登録できます。

- ① 生涯学習を目的とした活動を行う団体であること
- ② 茅野市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成されていること
- ③ 成人の代表者が置かれていること

(2) 登録の留意点

- ① 営利を目的とする利用や、政治的又は宗教的活動のための利用はできません。
- ② けがを想定して、スポーツ安全保険又は類似した傷害保険に加入してください。
- ③ 登録に基づく使用をするときは、使用料が減免になります。
- ④ 代表者の変更があった場合は、その都度、代表者変更届をスポーツ健康課へ提出してください。

(3) 登録の取消し

- ① 開放施設の利用にあたって利用上の注意事項その他の事項に従わなかったとき
- ② 虚偽の申請により登録されたとき
- ③ 活動が生涯学習にふさわしくないものであるとき

以上のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されることがあります。

(4) 公共施設予約システムIDの取得申請

インターネット予約を希望される場合は、IDの取得が必要になります。

- ① 別紙2「インターネット予約システムID番号取得申請書」へ必要事項を記入し、スポーツ健康課へ提出してください。IDを交付します。
- ② 携帯電話からの予約もできますので、ご利用ください。
<http://www.city.chino.nagano.jp/yoyaku/>
- ③ ID番号は、代表者の変更がない限り継続します。現在、IDの交付を受けている団体で代表者
が変更になる場合には、パスワード管理の都合で、ID番号取得申請書を再度提出してください。
年度途中の代表者変更の場合も同様です。

3 開放施設の利用手続き

(1) 窓口での利用申し込みの受け付け

- ① 利用する学校の窓口で、毎月20日（土・日及び祝日の場合は翌日）から翌月1ヶ月分を利用申し込みできます。受付時間は、原則として土・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後4時30分

までとなっています。

- ② 茅野市小・中学校開放施設利用団体登録証の原本を提示して、利用希望日の空き状況を確認します。
希望日が空いている状況でしたら、学校にあります「茅野市立小・中学校開放施設利用申込書」に必要事項を記入して提出します。
 - ③ 受付時に複数の団体が窓口にお越しいただいた場合について、登録いただいている団体が公平に学校施設をご利用いただけるように、団体のみなさんで調整してください。
 - ④ 「茅野市立小・中学校開放施設利用許可証」が交付されれば、予約は終了です。
- ※ 学校施設の電話予約は受け付けておりません。必ずインターネットもしくは各学校窓口で予約をしてください。

(2) インターネットからの施設予約

インターネットでの施設予約は、毎月25日から翌月1ヶ月分です。

インターネットで予約をした場合は、「茅野市立小・中学校開放施設利用許可証」を利用する学校の窓口で利用日までに、必ず受け取ってください。特に、校庭を利用される団体の代表者の方は、ご注意ください。

(3) 利用の制限

- ① 利用できる回数は、1施設1週間に2回までです。
- ② 年間の中で、卒業式～入学式、文化祭、音楽会、運動会等、学校行事の前後は、都合で貸し出しできない期間があります。
- ③ 市の行事等により、貸し出しできない場合があります。

(4) 鍵の授受、利用、鍵の返却

- ① 開放施設が鍵を必要とする場合は、原則として利用する日の午前8時30分～午後4時30分までの間に利用する学校の窓口で許可証を提示し、施設の鍵を受け取ります。
- ② 利用日が学校休業日の場合には、直前の授業日に鍵を受け取ってください。夏休みなどは、学校の指示に従ってください。
- ③ 施設使用上の注意事項を守って、使用してください。
- ④ 利用後は、利用日誌を記入し、清掃、消灯、施錠の確認を確実に行ってください。
- ⑤ 鍵の返却は、各学校の指示に従ってください。

(5) 予約のキャンセル

予約をキャンセルする場合は、必ず予約日前日の4時30分までに予約した学校に連絡してください。

4 施設利用上の注意事項

- (1) 開放施設の利用申し込みの際には、登録証を提示してください。
- (2) 団体の代表者を利用責任者に指定しますので、利用者の危険防止及び施設の管理にあたってください。
- (3) 別紙『学校施設利用について』の“体育館等の利用についての注意事項”をご確認ください。

茅野市立小・中学校開放施設利用に関する問い合わせ
茅野市教育委員会 学校教育課
TEL 7 2 - 2 1 0 1 (内線 6 0 2)
Eメール : gakkokyoiku@city.chino.lg.jp

団体登録・インターネット予約に関する問い合わせ
茅野市教育委員会 スポーツ健康課
TEL 7 2 - 8 3 9 9
Eメール : sports@city.chino.lg.jp